

初山別村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 初山別村

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 1 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度(12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	1.2	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	2区(初山別地区、豊岬地区)		
処 理 場 数	2箇所(初山別浄化センター、豊岬浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	集合処理区域以外は、個別排水処理とした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・渠排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統合を含む。)、③施設の統合(処理区の統合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 8㎡まで:1,480円 超過使用料 1㎡につき180円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 20㎡まで:3,700円 超過使用料 1㎡につき180円		
その他の使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 1,000㎡まで:30,900円 超過使用料 1㎡につき30円		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,600 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,000 円
	平成26年度 3,640 円		平成26年度 3,087 円
	平成27年度 3,640 円		平成27年度 3,151 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	経済課上下水道係は平成28年度現在2人で、業務は簡易水道事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業に兼務し当たっている。職員給与費の予算措置については、簡易水道事業特別会計に1人、農業集落排水事業特別会計に1人を置いている状況。
事業運営組織	・経済課長 ・上下水道係 ・技術係(兼務)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務を民間業者に委託
	イ 指定管理者制度	未検討
	ウ PPP・PFI	未検討
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	未検討
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未検討

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を別紙により添付。

平成27年度に策定・公表しています。

2. 経営の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な事業執行 業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、民間委託を継続し、これまで以上に効率化を検討する。 ・収入の確保と負担の適正化 財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図り、収入確保にむけ確実に使用料の納入を図る。 ・水洗化の促進 定住促進住環境整備支援助成制度を活用し、農業集落排水処理施設未接続者への周知を図る。
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・投資の目標に関する事項
計画期間中の予定なし
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
H28年度 初山別浄化センター 電気設備を更新
- ・防災・安全対策に関する事項
計画期間中の予定なし

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項
使用料滞納者に対し積極的に納入を促し、確実な使用料収納を図る。
- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により今後の使用料収入増は見込めないが、農業集落排水処理施設未接続者への接続の促進を図る。
また、消費税増税に伴う使用料の改定を計画している。
- ・企業債に関する事項
H28年度 初山別浄化センター 電気設備更新に係る企業債を計上。
- ・繰入金に関する事項
営業収益で賄いきれない営業費用を基準外繰入で算定。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
今後管内等他市町村情勢等の動向により検討を図る。
- ・職員給与費に関する事項
現在職員1人 今後も同様とする。
- ・動力費に関する事項
現施設の適正な運用を図る。
- ・薬品費に関する事項
現在の稼働状況から適正な運用を図る。
- ・修繕費に関する事項
機能診断調査により、修繕計画を検討し経費の平準化を図る。
- ・委託費に関する事項
施設維持管理業務等を民間へ委託し、人件費等の削減を図っている。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	未検討
投資の平準化に関する事項	農業集落排水処理施設機能診断調査結果及び最適整備構想策定に基づき検討予定
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	未検討
その他の取組	-

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の消費税増税に伴い料金改定を検討する
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産なし
その他の取組	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	管内等他市町村の動向等注視し、包括的民間委託等を検討する
職員給与費に関する事項	現在職員1人を算定、今後も同様とする
動力費に関する事項	節電等の経費削減を検討する
薬品費に関する事項	単価契約等により経費削減を検討する
修繕費に関する事項	機能診断調査等による修繕計画等により経費削減を検討する
委託費に関する事項	業務内容等を検討し、経費の削減、効率化を検討する
その他の取組	-

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、また、5年を目処に見直しを行うこととし、経営戦略の事後検証、更新等を行う。
---------------------	---

収支計画

(単位:千円,%)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収支再差引	(E)+(I) (J)	△ 18	△ 10	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25
積立金	(K)	34	30	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
前年度からの繰越金	(L)	308	257	217	216	216	216	216	216	216	216	216	216
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	256	217	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字 (P)	256	217	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
	赤字 (Q)												
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(O)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	40.7	41.9	44.6	32.7	30.0	30.7	33.2	33.8	34.4	34.7	34.2	34.7
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	13,603	13,625	14,025	13,324	13,324	13,324	13,324	13,324	13,324	13,324	13,324	13,324
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	686,567	615,581	556,020	506,327	467,822	438,457	409,296	379,606	349,374	318,592	287,249	255,333

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		31,503	26,688	37,458	32,424	32,017	31,698	31,436	31,171	30,901	30,625	30,344	30,058
うち基準内繰入金		24,900	20,380	27,417	27,417	27,417	27,417	27,417	27,417	27,417	27,417	27,417	27,417
うち基準外繰入金		6,603	6,308	10,041	5,007	4,600	4,281	4,019	3,754	3,484	3,208	2,927	2,641
資本的収支分		57,020	60,252	50,784	84,923	94,957	89,005	74,207	64,481	61,806	60,081	60,336	58,380
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		57,020	60,252	50,784	84,923	94,957	89,005	74,207	64,481	61,806	60,081	60,336	58,380
合 計		88,523	86,940	88,242	117,347	126,974	120,703	105,643	95,652	92,707	90,706	90,680	88,438

経営比較分析表

北海道 初山別村

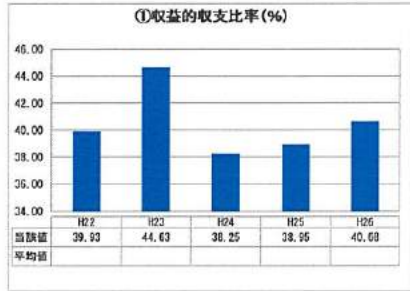
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	81.80	100.00

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,283	279.51	4.59
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,043	0.80	1,303.75

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- [] 平成26年度全国平均

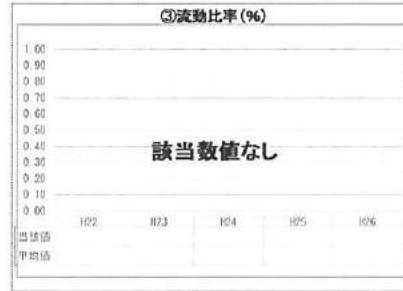
1. 経営の健全性・効率性



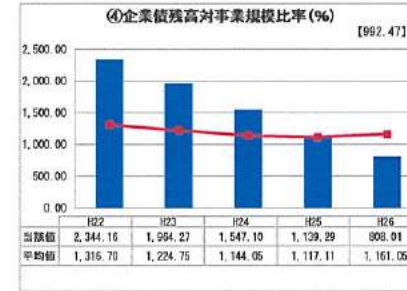
「単年度の収支」



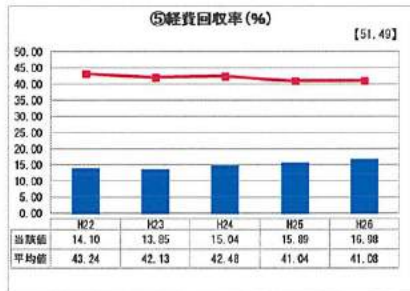
「累積欠損」



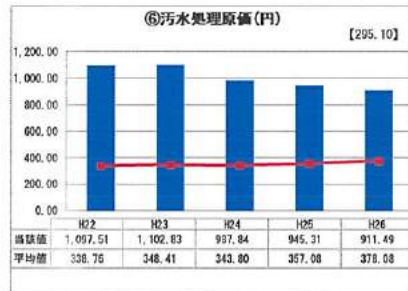
「支払能力」



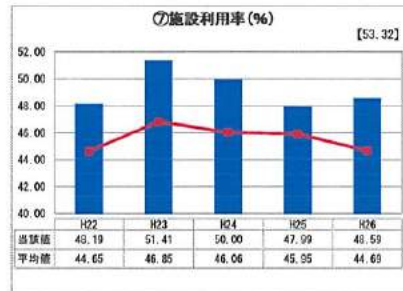
「債務残高」



「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

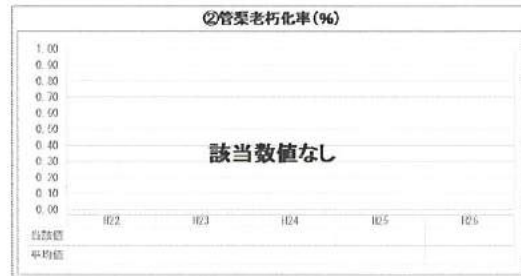


「使用料対象の捕捉」

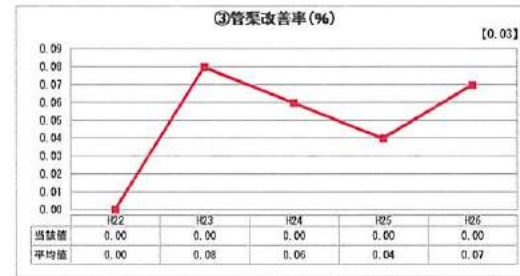
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収支的収支比率及び経費回収率が低く、汚水処理原価が高い状況にあるが、企業債残高対事業規模比率は減少していることから、加入率の増、諸費用の削減を行い、料金水準の検討を含め、経営改善を図る。

2. 老朽化の状況について

今後の老朽化する管渠について、平成26年度以降整備が必要になることから、整備計画の検討が必要である。

全体総括

一般会計からの繰入金に依存しているが、加入率の増、諸費用の更なる削減を行い、料金水準の検討を含め経営改善を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

初山別村個別排水事業経営戦略

団 体 名	:	初山別村
事 業 名	:	個別排水事業
策 定 日	:	平成 29 年 1 月
計 画 期 間	:	平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度(10年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	1.1	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1区(農業集落排水処理区域以外)		
処 理 場 数	56基(平成27年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	集合処理区域以外は、個別排水処理とした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 8㎡まで:1,480円 超過使用料 1㎡につき180円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	-				
その他の使用料体系の 概要・考え方	-				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,600 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,745 円
	平成26年度	3,640 円		平成26年度	3,767 円
	平成27年度	3,640 円		平成27年度	3,836 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	経済課上下水道係は平成28年度現在2人で、業務は簡易水道事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業に兼務し当たっている。職員給与費の予算措置については、簡易水道事業特別会計に1人、農業集落排水事業特別会計に1人を置いている状況。
事業運営組織	・経済課長 ・上下水道係 ・技術係(兼務)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務を民間業者に委託
	イ 指定管理者制度	未検討
	ウ PPP・PFI	未検討
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	未検討
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未検討

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を別紙により添付。

平成27年度に策定・公表しています。

2. 経営の基本方針

- ・効率的な事業執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組み、民間委託を継続し、これまで以上に効率化を検討する。
- ・収入の確保と負担の適正化
財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図り、収入確保にむけ確実に使用料の納入を図る。
- ・水汚化の促進
定住促進住環境整備支援助成制度を活用し、個別排水処理施設未設置者への周知を図る。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・投資の目標に関する事項
計画期間中の予定なし
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
計画期間中の予定なし
- ・防災・安全対策に関する事項
計画期間中の予定なし

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項
当該事業は現在収納率が100%達成できているため、今後も確実な使用料収納を図る。
- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により今後の使用料収入増は見込めないが、個別排水処理施設未設置者への接続の促進を図る。
また、消費税増税に伴う使用料の改定を計画しています。
- ・企業債に関する事項
計画期間中の企業債発行は予定なし。
- ・繰入金に関する事項
営業収益で賄いきれない営業費用を基準外繰入で算定。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
今後管内等他市町村情勢等の動向により、検討を図る。
- ・職員給与費に関する事項
給与費なし
- ・動力費に関する事項
現施設の適正な運用を図る。
- ・薬品費に関する事項
現在の稼働状況から適正な運用を図る。
- ・修繕費に関する事項
処理施設に係る修繕計画を検討し経費の平準化を図る。
- ・委託費に関する事項
施設維持管理業務を民間へ委託し、人件費等の削減を図っている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	未検討
投資の平準化に関する事項	計画期間中に耐用年数を超える施設なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	未検討
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の消費税増税に伴い料金改定を検討する
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産なし
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	管内等他市町村の動向等注視し、包括的民間委託等を検討する
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	単価契約等により経費削減を検討する
修繕費に関する事項	維持管理による修繕計画等により経費削減を検討する
委託費に関する事項	法定検査を実施し、浄化槽の維持管理に努める
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、また、5年を目処に見直しを行うこととし、経営戦略の事後検証、更新等を行う。
---------------------	---

収支計画

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	37	△ 29										
積立金 (K)	34											
前年度からの繰越金 (L)	94	132	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	97	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	97	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	59.0	58.3	62.6	60.9	60.3	65.0	70.2	79.6	79.1	78.7	78.3	77.8
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	1,859	1,925	2,027	1,926	1,926	1,926	1,926	1,926	1,926	1,926	1,926	1,926
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	30,981	28,720	26,421	24,086	21,712	19,793	18,290	17,388	16,467	15,527	14,567	13,587

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	1,278	1,220	1,808	1,705	1,667	1,630	1,600	1,575	1,556	1,537	1,517	1,497
うち基準内繰入金	137	137	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154
うち基準外繰入金	1,141	1,083	1,654	1,551	1,513	1,476	1,446	1,421	1,402	1,383	1,363	1,343
資本的収支分	9,235	5,202	2,298	2,336	2,374	1,920	1,503	1,108	921	941	960	980
うち基準内繰入金	498	534	554	554	554	554	554	554	554	554	554	554
うち基準外繰入金	8,737	4,668	1,744	1,782	1,820	1,366	949	554	367	387	406	426
合 計	10,513	6,422	4,106	4,041	4,041	3,550	3,103	2,683	2,477	2,478	2,477	2,477

経営比較分析表

北海道 初山別村

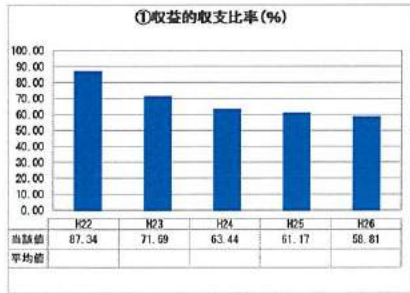
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	12.08	100.00	3,640

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,283	279.51	4.59
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
154	279.24	0.55

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- [] 平成26年度全国平均

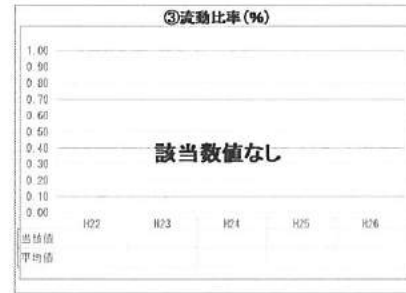
1. 経営の健全性・効率性



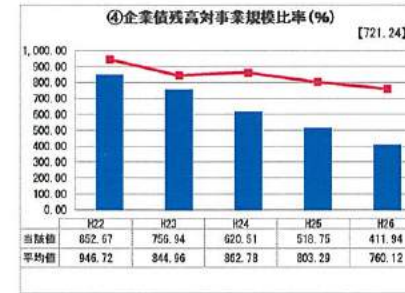
「単年度の収支」



「累積欠損」



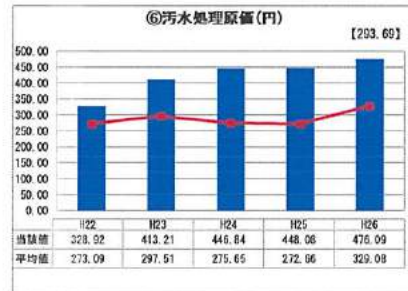
「支払能力」



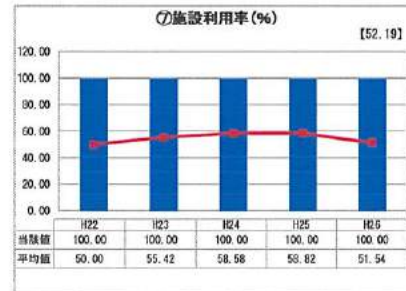
「債務残高」



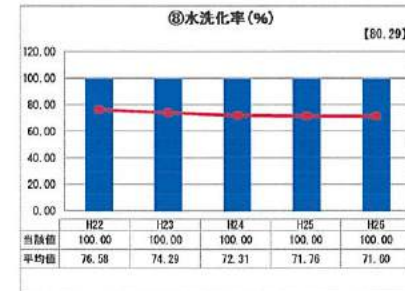
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

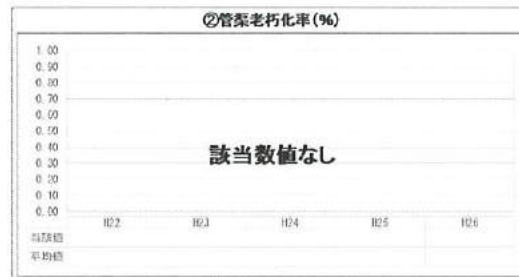


「使用料対象の捕捉」

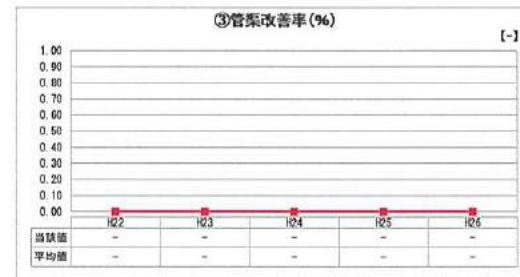
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収支の収支比率及び経費回収率が低く、汚水処理原価が高い状況にあるが、企業債残高対事業規模比率は減少していることから、諸費用の削減を行い、料金水準の検討を含め、経営改善を図る。

2. 老朽化の状況について

今後の老朽化する個所等について、平成48年度以降整備が必要になることから、整備計画の検討が必要である。

全体総括

一般会計からの繰入金に依存しているが、諸費用の更なる削減を行い、料金水準の検討を含め経営改善を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。